

○湖南広域行政組合広報紙こなん広告掲載要綱

平成20年1月31日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖南広域行政組合が発行する広報紙こなん(以下「広報」という。)に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 次の各号に掲げる広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 広報の公共性および品位を損なう恐れがあるもの。
- (2) 法令等に違反するもの。またはその恐れがあるもの。
- (3) 商工業の発展を妨げるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人事募集、その他これらに属するもの。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業に関するもの。
- (6) 公の秩序または善良な風俗を害するもの。
- (7) その他広報に掲載する広告として、支障があると管理者が認めるもの。

(広告の寸法、掲載位置等)

第3条 広告の寸法および掲載位置等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、縦100ミリメートル、横57ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載位置は、最終ページの前2ページの下段とする。
- (3) 広告の数は、1ページにつき3件とし、それぞれの広告掲載位置は、第5条の申込書を受理した順序に従い、管理者が定める。

(広告料金)

第4条 広告料金は、1件当たり30,000円とする。

(広告の申し込み)

第5条 広報に広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、広報紙こなん広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする版下(完全な原稿をいう。以下同じ。)を添えて、広報掲載を希望する広報の発行日の1月前までに管理者に提出しなければならない。

2 広告の申し込みは、1掲載号につき1件とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、同一ページに隣り合う2件を一つの広告として申し込むことができる。

(掲載決定等)

第6条 管理者は、前条第1項の広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申請者に広報紙こなん広告掲載通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告料金の納入)

第7条 広告料金は、前条の通知の日から広報発行の日の10日後までに全額納入しなければならない。ただし、管理者が認めたときは、この限りではない。

(広告料金の還付)

第8条 既納の広告料金は、原則として還付しない。ただし、管理者は、申請者の責めによらない事由または発行もしくは編集の都合によって、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告料金を還付することができる。

(広告の版下)

第9条 広告の版下に関する一切の責任は、申請者が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(掲載の取り消し)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 申請者がこの要綱に違反したとき。

(2) 広報の発行および編集の都合により、広告を掲載することができなくなったとき。

2 前項の決定の取り消しにより、申請者に損害が生じても管理者は、一切の責任を負わないものとする。

(細目)

第11条 この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日告示第3号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月24日告示第4号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条第1項関係)

広報紙こなん広告掲載申込書

年 月 日

湖南広域行政組合管理者 様

申請者 住所
名称

代表者名 印

TEL番号

FAX番号

広報紙こなんに広告を掲載したいので、湖南広域行政組合広報紙こなん広告掲載要綱(平成20年湖南広域行政組合告示第2号。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告料金 _____ 円 (回)

2 掲載を希望する号および広告の件数

	掲載号	6月号(6月15日)	12月号(12月15日)
	件数		

※希望する掲載号に件数を記入すること。

※()内は発行予定日。

3 版下(完全原稿をいう。以下同じ。)

別添のとおり

4 申し込みにおける承諾事項

- (1) 広告は、要綱第2条の掲載範囲とし、掲載の可否は管理者が定めるものとする。
- (2) 広告を掲載する位置については、広報紙こなん広告掲載申込書の受付順位に従い、管理者が定めるものとする。
- (3) 版下に関する一切の責任および費用は、申請者が負うものとする。
- (4) 広告には、いかなる個人名も掲載することができない。ただし、個人名が商店名等として使用されているときは、この限りではない。
- (5) 広報紙こなん広告掲載通知書により広告を掲載する旨の通知を受けた者は、通知の日から広報発行の日の10日後までに全額納入しなければならない。

(6) 既納の広告料金は還付しない。ただし、次のいずれかの事由により掲載できなかったときは、この限りではない。

ア 申請者の責めによらない事由

イ 発行もしくは編集の都合による事由

(7) 広告の掲載および掲載の取り消し等により生じる申請者の損害は、一切管理者に請求しないものとする。

様式第2号(第6条関係)

湖広総発第 号
年 月 日

様

湖南広域行政組合管理者

広報紙こなん広告掲載通知書

年 月 日付けで申し込みのありましたことについて、下記のとおり掲載することになりましたので、湖南広域行政組合広報紙こなん広告掲載要綱(平成20年湖南広域行政組合告示第2号。以下「要綱」という。)第6条の規定により通知します。

記

1 掲載内容

掲載号 月号
広告料金 _____円(件)

2 掲載条件

年 月 日付けの湖南広域行政組合広報紙こなん広告掲載申込書第4項の承諾事項および要綱に従うこと。